

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 5 月 8 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和6年2月28日から令和6年3月28日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計31件の御意見をいただき、うち2件は本件に関する御意見、残り29件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【改正への賛成】 絶対に改定すべきです。	御意見ありがとうございます。
2	【二酸化窒素の測定方法について】 二酸化窒素について、濃度基準値は0.2ppm、そのサンプリングおよび分析方法は固体捕集方法、イオンクロマトグラフ分析 방법이提案されている。二酸化窒素のサンプリングおよび分析方法については、米国安全衛生庁（OSHA）の資料によると定量下限値として0.19 ppm（3-L 空気試料）と記載されている。定量下限値が0.19ppmと濃度基準値の0.2ppmとほぼ同等の水準となっている。標準的な方法では、確認測定の要件である濃度基準値の1/2を超えるところに定量下限があることから、確認測定の可否を判断できなくなるのではないかと。また濃度基準値以下である、ということはほとんど“定量下限値以下”として示すことになってしまうようなことは起こり得ないか。あるいは、サンプリングボリュームと吸着剤を大きくする等して定量範囲を拡大する	二酸化窒素については、必要な定量下限値が得られるよう、捕集時間やポンプの流量等を調整することで濃度測定は可能であると考えています。 他のガス状物質についても、吸着剤等が破過しない範囲で同様に調整することが可能と考えています。

	等、特別な操作を求めるのか。他の化学物質についても同様の問題が生じ得ないか、検証されているか。	
--	-------------------------------------------------	--

○ 本改正案とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場のリスクアセスメント実施状況に応じたガイドライン等の策定に関する御意見 ・ 化学物質過敏症に関する御意見 ・ 洗剤等の主として一般消費者の生活の用に供される製品の規制に関する御意見 	いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。

(上記以外の修正)

ご意見を踏まえて修正したもののほか、次の修正を行いました。

別表 1 のうち、カーボンブラック及び酸化亜鉛の試料採取方法について、「ろ過捕集方法」を「分粒装置^{※6}を用いるろ過捕集方法」と修正しました。

また、備考欄に、「※6の付されている分粒装置は、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する分粒装置をいうこと。」を追記しました。

(修正理由)

令和 6 年 2 月 28 日から令和 6 年 3 月 28 日までの間実施した、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）に関する意見募集について」において、カーボンブラック及び酸化亜鉛の測定においてレスピラブル粒子を特定する方法についての質問がありました。

カーボンブラック及び酸化亜鉛の測定においては、様々な粒径の粒子の中から、レスピラブル粒子のみを選択的に捕集できる分粒装置を用いて試料を採取する必要があるため、御意見を踏まえ、上記の修正を行いました。